

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月21日
【報告者の氏名又は名称】	ソニー株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区港南1丁目7番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 6748 - 2111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務部門 財務企画部 統括部長 村上 敦子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	ソニー株式会社 (東京都港区港南1丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ソニー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ソネットエンタテインメント株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の記載には米国1933年証券法( Securities Act of 1933 )第27A条及び米国取引所法( Securities Exchange Act of 1934 )第21E条において定義された「将来に関する記述」が含まれています。「将来に関する情報」は、公開買付者及び対象者のそれぞれの事業、財政状態及び経営成績に関する期待、仮定、想定及び予測を含んでおり、また本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)及び本公開買付けから生じる利得についての計画及び予想も含んでいます。本書に記載されている「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語は将来に関する情報を示しています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

ソネットエンタテインメント株式会社

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成19年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ロ 平成20年11月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ハ 平成21年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ニ 平成22年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ホ 平成23年8月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成23年9月14日から平成53年9月13日までであるもの。）

へ 平成23年8月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成25年8月26日から平成33年8月25日までであるもの。以下、イないしへの新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

### (3)【公開買付期間】

平成24年8月10日（金曜日）から平成24年9月20日（木曜日）まで（29営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年9月21日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	96,511（株）	96,511（株）
新株予約権証券	0	0
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	96,511	96,511
（潜在株券等の数の合計）		（0）

( 4 ) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	213,071
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	32,389
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	279
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(g)	255,538
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	95.72

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年8月7日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権及び新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年6月21日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(904株)に係る議決権の最大数(904個)を加えて、分母を256,442個として計算しております。なお、対象者によれば、平成24年3月31日から同年6月30日の間に本新株予約権の数に変動はありません。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

( 5 ) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。